

○外務省告示第二百四十五号  
 平成二十五年四月二十五日、国際連合安全保障理事会において、コートジボワール情勢に関し、制裁措置等の期限を延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十五年七月十六日

外務大臣 岸田 文雄

(訳文)

二十三年四月二十五日、国際連合安全保障理事会がその第六千九百五十三回会合において採択した決議第二千一百一十号(二十三年)

安全保障理事会は、

コートジボワールにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明、特に決議第八百八十号(一九九九年)、第八百九十三号(一九九九年)、第九百一十号(二千年)、第九百三十三号(二千年)、第九百四十六号(二千年)、第九百六十二号(二千年)、第九百七十五号(二千年)、第九百八十号(二十一年)、第二千号(二十一年)、第二千四十五号(二十二年)及び第二千六十二号(二十二年)を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全及び統一に対する同理事会の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉及び地域協力の原則の重要性を想起し、

国連事務総長の二十二年三月二十九日の特別報告書(S/2002/186)並びに国際連合同家グループの二十二年の中間報告書(S/2002/766)及び二十三年の最終報告書(S/2003/28)を歓迎し、

決議第五百七十二号(二十四年)、第六百四十三号(二五年)、第九百七十五号(二十一年)及び第九百八十号(二十一年)により課された措置が、コートジボワールにおける安定に継続して貢献していることを認識し、DDR及びSSR、国民和解並びに不処罰との関係で達成された進展に従い、残る措置の全部又は一部を更に修正又は解除する可能性も視野に、これらの措置がコートジボワールの和平プロセスを支援することを目的とするものであることを強調し、

安定化への回帰、目前の治安上の課題への対処、経済回復の前進並びに国際的及び地域的協力の強化に関してコートジボワールが過去数か月間に達成した着実な進展、特にガーナ及びベリア各政府との協力が強化されたことを歓迎し、

最近の六つの地区で議会選挙が行われ、また全国の市町村で選挙が行われる等、ワガドゥグ合意に起源を持つ選挙サイクルが完了したことを歓迎し、政治的空間が引き続き公開され透明であることが確保すべく、政府及び野党に対し、政治的和解と選挙改革の実現に向けて積極的かつ協力的に行動するよう奨励し、

和解プロセスの進展が遅いことに懸念を表明し、同時に対話と協議を通じて国民和解を促進し、平和を定着させようとする全てのコートジボワール人による努力を認識し、対話・真実及び和解委員会に対して、その任期が終了する二十三年九月三十日までに作業を終了し具体的な成果を作り出すよう奨励し、

未解決の課題である治安部門改革(SSR)及び武装解除・動員解除・再統合(DDR)、並びに武器の流通が、同国の安定化に対する重大な危険であり続けていることに對する懸念を維持し、この方向における肯定的な措置、特に国家安全保障理事会による治安部門改革戦略の支持及びDDRに関する単一の当局の設置を歓迎し、

コートジボワール政府がその治安部隊、特に警察と憲兵隊を警備用の標準的な武器及び弾薬で装備し訓練する緊急の必要性を改めて表明し、

コートジボワール政府が同国内の全ての市民の安全に対する脅威に対して均衡性のある対応が可能であることの重要性を再度強調し、コートジボワール政府に対し、その治安部隊が人権及び適用可能な国際法の擁護を引き続き約束することを確保するよう要請し、

当初決議第千五百八十四号(二十四年)7の規定に従って設置された専門家グループとコートジボワール政府との協力が、決議第千四百十五号(二十二年)によって更新された至近の任務の過程において、継続してこのことを歓迎し、より緊密な協力を奨励し、議長ノートS/2006/997に規定された指針を念頭に置いて、安全保障理事会補助機関課の専門家ロスターを拡大し改善する事務局の努力を歓迎し、

不法な課税制度の拡大、検問所の数及び恐喝事件の増加並びに国境管理のための能力及び利用可能な資源の欠如に関する専門家グループの調査結果に懸念を表明し、

天然資源の大規模な密輸、特にココア、カシューナッツ、綿、木材、金及びダイヤモンドがコートジボワールから不法に輸出され又は同国に不法に輸入されていることに更に懸念を表明し、

女性、平和及び安全保障に関する決議第千三百二十五号(二十年)、第千八百二十号(二十八年)、第千八百八十八号(二十九年)、第千八百八十九号(二十九年)及び第千九百六十号(三十年)、児童及び武力紛争に関する決議第千六百十二号(二十五年)、第千八百八十二号(二十九年)、第千九百九十八号(二十一年)及び第千六百八十八号(二十二年)、並びに武力紛争における文民の保護に関する決議第千六百七十四号(二十六年)及び第千八百九十四号(二十九年)を想起し、

コートジボワールにおける全ての人権侵害及び国際人道法違反に対する確固とした非難を改めて表明し、女性、児童、国内避難民及び外国人を含む文民に対して行われる全ての暴力並びに他人の人権侵害を非難し、かかる犯罪行為の実行者は国内裁判所又は国際裁判所のいずれかを問わず司法手続に付されなければならないことを強調し、コートジボワール政府に対して国際刑事裁判所との緊密な協力を継続するよう奨励し、

専門家グループがその任務の遂行のために十分な資源の提供を受けることの重要性を強調し、コートジボワールにおける事態が引き続きこの地域において国際の平和及び安全に対する脅威を構成していることを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1 二十四年四月三十日をもって終了する期間、全ての国が、コートジボワールに対する自国の領域からの若しくは自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による武器又は関連物資(自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない)の直接又は間接の供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

2 決議第千五百七十二号(二十四年)7及び8の規定によって従前に課された武器及び関連物資に関する措置は、決議第千四百十五号(二十二年)2、3及び4の規定によって代替され、コートジボワール治安部隊に対する治安及び軍事活動に関する訓練、助言及び専門性の提供並びに同治安部隊に対する文民車両の供給には適用されなくなつたことを想起する。

3 上記1の規定により課される措置は次のものには適用しないことを決定する。

(a) 国連コートジボワール活動(UNOCI)及びそれを支援するフランス軍に対する支援又はこれらによる使用のみを目的とする供給。

(b) 人道的な又は防衛的な使用のみを目的とする非殺傷的な軍用装備の供給であつて、決議第千五百七十二号(二十四年)14の規定により設置された委員会に対して事前に通報されるもの。

(c) 国際連合委員、報道機関の代表者、人道及び開発支援員並びに関連要員によりそれらの個人的な使用のためにコートジボワールに一時的に持ち込まれる防護用衣類(防弾用上衣及び軍用ヘルメットを含む)の供給。

(d) 単独でかつ直接にコートジボワール内の自国民及び領事上の責任を有する者の退去を促進するために国際法に従って行動している国の軍隊に対してコートジボワールに一時的に持ち込まれるものであつて、決議第千五百七十二号(二十四年)14の規定により設置された委員会に対して事前に通報されるもの。

(e) コートジボワール治安部隊が公共秩序を維持するに当たり、適切かつ均衡性のある武力のみを使用することを可能にするための非殺傷的な法執行装備の供給であつて、決議第千五百七十一号(二十四年)14の規定により設置された委員会に対して事前に通報されるもの。

(f) コートジボワールの治安部門改革(SSR)に対する支援又はそれにおける使用のみを目的とする武器及び他の殺傷的な関連装備の供給であつて、決議第千五百七十二号(二十四年)14の規定により設置された委員会により事前に承認されるもの。

4 上記1の規定に定める期間、コートジボワール当局は、上記3(e)に定める物品のいかなる輸送についても事前に委員会の承認を要請するべきことを決定し、更に、支援を提供する加盟国は、これに代えて、コートジボワール政府に対してかかる意図を通報した後に、この通知を行うことができることを決定し、そのような通報又は承認の要請を行う場合には、使用目的及び最終使用者、輸送される装備の技術的規格及び数量並びに該当する場合には、供給業者、提供予定日、輸送方法及び輸送日程を含め、全ての関係する情報を含むことの重要性を強調する。

5 コートジボワール政府に対して、適用除外物資の輸入時点及び最終使用者への輸送が行われる前に、専門家グループ及びUNOCIに同物資へのアクセスを認めるよう要請し、コートジボワール政府は武器と関連物資が同国領内で受領された際に識別番号を付してそれらの登記簿を維持すべきことを強調し、DDR及びSSRに関連して達成された進展に応じて、通報手続を武器禁輸の全適用除外対象に拡大することを検討する用意があることを表明する。

6 決議第千五百七十二号(二十四年)9から12までの規定及び第千九百七十五号(二十一年)12の規定により課せられた金融上及び渡航上の措置を二十四年四月三十日まで延長することを決定し、さらに、キンバリー・プロセスの履行に向けた進展に照らして措置を再検討する用意を備えつつ、決議第千六百四十三号(二十五年)6の規定により課せられた全ての国がコートジボワールからの全てのダイヤモンド原石の輸入を防止する措置を二十四年四月三十日まで延長することを決定する。

7 安全保障理事会が上記1の規定に定める期間の終了時まで、コートジボワール全域における安定化の進捗状況に照らし、DDR及びSSR、国民和解並びに不処罰との戦いの進捗状況に従い、制裁制度の残る措置の全部又は一部の更なる修正又は解除を行いたいとの観点から、上記1、3及び4の規定において決定された措置を更に再検討することを決定する。

8 コートジボワール政府に対し、同国の国内法枠組みの中に関係する条項を取り込むことを含め、上記1の規定で課された措置を執行するために必要な措置をとるよう要請する。

9 全ての国連加盟国(特にこの地域の国)に対し、上記1及び6の規定において言及された措置を完全に実施することを要請する。

10 コートジボワール西部における不安定に対する深い懸念を表明し、特に国境地域において、監視の増加、情報共有及び調整された行動の実施を通じたものを含め、国境の両側における外国武装分子の非武装化及び帰還並びに難民の帰還を支援するための共有された国境戦略を策定及び実施することにより、この問題に対処する近隣諸国当局の調整された行動を歓迎しさらに奨励する。

11 UNOCIと国際連合リベリア・ミッション(UNMIL)に対し、それぞれの任務、能力及び展開する地域の範囲内で、コートジボワール政府及びリベリア政府が両国の国境を監視することをそれぞれ支援する上で緊密に調整することを継続するよう奨励し、専門家グループと決議第千八百五十四号(二十八年)4の規定に従って任命されたりベリアに関する専門家パネルとの間の更なる協力を歓迎する。

12 近隣諸国にいる者を含め、全ての不法に武装したコートジボワール人戦闘員に対して直ちに武器を放棄するよう要請し、UNOCIに対して、その任務、能力及び展開する地域の範囲内で、コートジボワール政府がかかる武器を回収及び補完しこれらの武器に関する全ての関連する情報を登録することへの支援を継続するよう奨励し、さらに、小型武器の拡散及び不正取引に取り組む国民委員会を含むコートジボワール政府に対し、それらの武器が、ECOWAS小型武器、弾薬及び関連物資に関する条約に従い、無害化されること又は不法に広まらないことを確保するよう要請する。

13 ECOWAS小型武器、弾薬及び関連物資に関する条約を批准するとのコートジボワール政府の決定を歓迎し、関係者に対してその履行に向けてコートジボワール政府を支援するよう奨励する。

14 UNOCIは、武器禁輸の監視の範囲内で、適切な場合には、決議第千五百七十二号(二千四年)7の規定により課され上記1及び2の規定によって修正された措置に違反してコートジボワールに持ち込まれた武器及び全ての関連物資を回収し、必要に応じ処分する権限を与えられていることを想起する。

15 決議第千七百三十九号(二千七年)、第千八百八十号(二千九年)、第千九百三十三号(二千十年)、第千九百六十二号(二千十年)、第千九百八十号(二千十一年)及び第千九百六十二号(二千十一年)で定められているとおり、コートジボワールの当局が、専門家グループ、UNOCI及びこれを支援するフランス軍に対し、決議第千五百八十四号(二千五年)2(a)に規定される機材、場所及び設備並びに場所を問わず全ての武装治安部隊の全ての武器、弾薬及び関連物資(上記11又は12の規定に言及する回収に由来するものも含む)への妨害のないアクセス(適切な場合には通告のないアクセスを含む)を提供する必要性を改めて表明する。

16 決議第千九百八十号(二千十一年)10の規定で表明したとおり、対象を特定した措置を課すことの約束を改めて表明する。

17 全ての関係国、特にこの地域の国に対し、委員会に全面的に協力することを要請し、また、委員会に対し、必要と考える全ての更なる情報を要請する権限を与える。

18 決議第千七百二十七号(二千六年)7の規定に定める専門家グループの任務を二十四年四月三十日まで延長することを決定し、事務総長に対し、同グループの活動を支援するため必要な措置をとることを要請する。

19 専門家グループに対し、上記1の規定、決議第千五百七十二号(二千四年)9及び11の規定、第千六百四十三号(二千五年)6の規定、第千九百七十五号(二千十一年)12の規定及び第千九百八十号(二千十一年)10の規定により課されている措置の履行につき、二十三年十月十五日までに中間報告を、並びに任務の期間の終了の三十日前までに最終報告書及び勧告を、委員会を通じて安全保障理事会に提出することを要請する。

20 決議第千七百二十七号(二千六年)7(e)に規定される専門家グループの報告書は、適切な場合には、委員会が行い得る決議第千五百七十二号(二千四年)9及び11の規定並びに第千九百八十号(二千十一年)10の規定に定める個人及び団体の追加指定に関連するいかなる情報及び勧告も含み得ることを決定し、さらに、監視メカニズムの方法の基準を明確にするための可能な措置について論じている21、22及び23の規定を含む最良の慣行及び方法に関する制裁についての一般の問題に関する非公式作業部会の報告書(S/2006/997)を想起する。

21 事務総長に対し、UNOCIが収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

22 フランス政府に対しても、フランス軍が収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

23 キンバリー・プロセス及び他の適切な国家機関及び国際機関に対しても、ダイヤモンドの生産、取引及びコートジボワールからの不正な輸出に關与している個人及びネットワークに關し、専門家グループ及び同グループからの照会に緊密に協力するとともに、定期的な情報交換し、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会にそのような事項について通報することを要請し、また、キンバリー・プロセスにより調整された科学的調査の目的のためのダイヤモンド原石の標本の確保に關する決議第千八百九十三号(二千九年)16及び17の規定により定められた免除を延長することを更に決定する。

24 コートジボワール当局に対し、同国内でキンバリー・プロセスの最低基準を執行するための行動計画を実施するよう要請し、上記6の規定に従い、決議第千六百四十三号(二千五年)6の規定に基づく措置の修正又は解除を適当な場合に行うため、コートジボワール当局に対し、キンバリー・プロセスを証明制度と緊密に協力し、ダイヤモンド原石の取引のための同国の国内管理制度の見直し及び評価、並びに同国の潜在的なダイヤモンド資源及び生産能力に関する包括的な地質学調査を行うよう奨励する。

25 コートジボワール当局に対し、紛争の影響を受ける又は危険性の高い地域から鉱物を供給する責任あるサプライチェーンを確保するための相応な注意に係る指針を実施するために経済開発協力機構(OECD)が主催する計画に参加するとともに、零細採掘業に關係して類似の問題を抱えている他の国や取組から得られる教訓を活用することも視野に国際機関に対して手を差し伸べるよう奨励する。

26 コートジボワール当局に対し、関連する十分な調査を実施することなどとして、不法な課税ネットワークを解体し、視地点を減らし、かつ国内全土で脅迫事件を予防するために必要な措置をとるよう要請し、関係する機構を引き続き再構築して強化すると共に、同国北部、西部及び東部において、税関及び国境管理当局者を配置することを加速化するために必要な措置を取るよう要請する。

27 専門家グループに対して、これらの国境措置及び管理の実効性を評価するよう要請し、全ての隣国に対してこれに関連するコートジボワールの努力を認識するよう奨励し、UNOCIに対し、その任務の範囲内で、コートジボワール当局による正常な税関及び国境管理活動の再構築への支援を継続するよう奨励する。

28 全ての国、国際連合の関連機関並びにその他の機関及び関係当事者に対し、特に上記1、2及び3の規定、決議第千五百七十二号(二千四年)9及び11の規定、第千六百四十三号(二千五年)6の規定及び第千九百七十五号(二千十一年)12の規定により課された措置の違反の疑いに関する利用可能な情報を提供することにより、委員会、専門家グループ、UNOCI及びフランス軍に全面的に協力することを要請し、さらに、専門家グループに対し、適切な場合には、その活動を全ての政治主体と調整するよう要請する。

29 児童及び武力紛争に関する事務総長特別代表及び紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表に対し、決議第千九百六十号(二千十年)7及び第千九百九十八号(二千十一年)9の規定に従い、委員会との間で、関係する情報の共有を継続するよう要請する。

30 全てのコートジボワールの当事者及び全ての国、特にこの地域の国に対し、以下を確保することを、この文脈で、更に要請する。

- 専門家グループの構成員の安全
- 専門家グループによる、特に専門家グループがその任務を行うための人、文書及び場所への妨害のないアクセス

31 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。